

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和2年度決算見込み)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 57,151百万円

1. 社会保障施策の充実(38,092百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子ども・子育て	教育・保育給付費	34,279	0	0	21,640	12,639
	地域子ども・子育て支援事業費	5,191	334	0	2,881	1,976
	児童保護措置費	4,713	2,415	16	84	2,198
高等無償 教育化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	144	0	0	144	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	2,303	1,151	0	1,152	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	76,200	0	0	662	75,538
	国民健康保険助成費	46,964	0	0	3,606	43,358
	難病等対策費	4,639	2,554	0	2,042	43
	地域医療総合確保事業費	2,734	1,791	48	895	0
	介護給付費負担金	60,577	0	0	3,939	56,638
	介護保険地域支援事業交付金	3,987	0	0	383	3,604
	地域介護総合確保事業費	1,941	1,294	0	647	0
診療報酬の充実	19,271	4,673	3	17	14,578	
合計	262,943	14,212	67	38,092	210,572	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみは、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(19,059百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。